

ちば救急医療ネットシステム医療関係者用サービス利用規程

(目的)

第1条 この規程は、ちば救急医療ネットシステム（以下「情報システム」という。）医療関係者用サービスの利用にあたって必要な事項を定めることを目的とする。

(関係者用サービス利用者)

第2条 情報システム医療関係者用サービスは、次の各号に該当する機関に提供するものとする。

- (1) 千葉県内に所在する医療機関
- (2) 国、県及び市区町村等関係機関（消防機関を含む）
- (3) 県医師会、各地区医師会
- (4) 県歯科医師会及び各地区歯科医師会
- (5) その他、県が適当と認めるもの

2 情報システム医療関係者用サービスを利用しようとする者は、別記様式1「ちば救急医療ネットシステム利用申込書」を情報システムを管理する者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

3 情報システム医療関係者用サービスの利用を中止しようとする者は、別記様式2「ちば救急医療ネットシステム利用中止届出書」を管理者に提出しなければならない。

(パスワードの交付等)

第3条 管理者は、前条第2項に基づく申し込みがあったときは、当該機関に対し機関コード及びパスワード（以下「パスワード等」という。）を交付するものとする。ただし、情報システム医療関係者用サービスの利用者として不適当と認めるときは、パスワード等を交付しないものとする。

2 管理者は、前条第3項に基づく届出があったときは、直ちにパスワードを無効とするものとする。

3 管理者は、情報システム医療関係者用サービスの利用者として不適当と認めるときは、パスワードを無効とすることができます。

(パスワードの管理)

第4条 パスワードの交付を受けた者は、パスワードを厳重に管理し外部へは公開してはならない。

2 パスワードは、他の機関等に使用させてはならない。

(自機関情報の管理)

第5条 医療関係者用サービス利用者は、情報システムに登録されている自機関情報等に変更が生じたときは、県に対し速やかに変更内容を申し出るものとする。ただし、情報システムの自機関メンテナンス機能において、自ら変更登録を行った場合は、申し出を省略することができる。

(情報システムの利用時の遵守事項)

第6条 情報システムの利用にあたっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 営利を目的とする情報等の登録は行わないこと。
- (2) 虚偽、誹謗中傷、または公序良俗に反する情報の登録を行なわないこと。
- (3) 有害プログラムを含んだ情報の登録を行わないこと。
- (4) 第三者が個人を特定し得る個人情報の登録は行わないこと。ただし、情報システムにおいて、関係機関情報として必要な情報項目に登録される情報を除く。
- (5) コンピュータウイルス等の進入を防ぐため、安全性の確保されていないソフト等をインストールしたパソコンでの利用は行わないこと。

(登録情報の削除)

第7条 管理者は、情報システムに前条の遵守事項に反する情報等が登録されていると認めるときは、登録情報の全部又は一部を削除することができる。

(管理者)

第8条 管理者は、千葉県健康福祉部医療整備課長とする。

2 管理者は、情報システムの一部の機能について、その管理を他の者に委任することができるものとする。

附則1 この規程は、平成11年11月1日から施行する。

附則2 この規程は、平成17年11月1日から施行する。

附則3 この規程は、平成24年2月1日から施行する。

附則4 この規程は、平成30年4月1日から施行する。